

事務連絡
令和4年3月16日

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

御中

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

老人福祉施設、障害者支援施設等の職員等に対する
アレルギー疾患に関する正しい知識の普及について（依頼）

今般、アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）に基づき策定されたアレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第76号。以下「基本指針」という。）改正し、別紙のとおり都道府県知事等宛てに通知しました。

改正後の基本指針第5（1）エにおいて、国は、「老人福祉施設、障害者支援施設等に対しても、職員等アレルギー疾患の正しい知識が普及されるよう、職員等の研修受講等について必要な周知を行う」こととされました。

一般社団法人日本アレルギー学会は、アレルギー疾患を有する者及びその家族と接する機会の多い医師、薬剤師、保健師、看護師、栄養士等の医療・福祉・教育・行政関係施設等の従事者を対象として、アレルギー疾患に関する専門的な情報の提供を行う「アレルギー相談員養成研修会」を定期的を開催しております。

また、日本アレルギー学会は、アレルギー疾患に関する正しい情報を提供するためのウェブサイト「アレルギーポータル」を開設しており、アレルギー疾患の症状や治療等に関する情報や関係省庁・学会等が発行する冊子等のコンテンツの充実に継続して取り組んでいるところです。

貴課におかれましても、改正後の基本指針の趣旨を御了知いただくとともに、老人福祉施設、障害者支援施設等の職員等に対するアレルギー疾患に関する正しい知識の普及のため、「アレルギー相談員養成研修会」及び「アレルギーポータル」の活用について、貴管下の自治体関係部局、関係団体及び関係者に対する周知、協力方よろしく御願いたします。

○（参考）2021年度 アレルギー相談員養成研修会 開催案内

※下記URLで、2022年度に開催される研修会について情報提供がされる予定です。

（一般社団法人日本アレルギー学会 ウェブサイト）

https://www.jsaweb.jp/modules/news_topics/index.php?content_id=586

○アレルギーポータル

<https://allergyportal.jp/>

○アレルギーポータル パンフレット

https://allergyportal.jp/wp/wp-content/themes/allergyportal/assets/pdf/ap_leaflet.pdf

<照会先>

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

桑原・塚本・中神

電話（代表）03-5253-1111(内)2291、2359

(参考) 関係法令

○アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）

第 11 条 厚生労働大臣は、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（以下「アレルギー疾患対策基本指針」という。）を策定しなければならない。

○アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第76号）

第 1 （ 2 ）

カ 学校、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設その他自ら十分に療養に関し必要な行為を行うことができない乳幼児、児童、生徒（以下「児童等」という。）、高齢者又は障害者が居住し又は滞在する施設の設置者又は管理者は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患の発症や重症化の予防及び症状の軽減に関する啓発及び知識の普及等の施策に協力するよう努めるとともに、その設置又は管理する学校等において、アレルギー疾患を有する児童等、高齢者又は障害者に対して、適切な医療的、福祉的又は教育的配慮をするよう努めなければならない。

第 5 （ 1 ）

エ 国は、財団法人日本学校保健会が作成した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」及び文部科学省が作成した「学校給食における食物アレルギー対応指針」等を周知し、実践を促すとともに、学校の教職員等に対するアレルギー疾患の正しい知識の習得や実践的な研修の機会の確保及びその内容の充実等について、教育委員会等に対して必要に応じて適切な助言及び指導を行う。児童福祉施設や放課後児童クラブに対しても、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成23年3月17日付け雇児保発0317第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）等既存のガイドラインを周知するとともに、職員等に対するアレルギー疾患の正しい知識の習得や実践的な研修の機会の確保等についても地方公共団体と協力して取り組む。また、老人福祉施設、障害者支援施設等に対しても、職員等アレルギー疾患の正しい知識が普及されるよう、職員等の研修受講等について必要な周知を行う。

健発0314第2号
令和4年3月14日

各

都道府県知事
市町村長
特別区長

 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針の一部を改正する件について
(通知)

アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号。以下「法」という。）第11条第1項に基づき策定された、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第76号。以下「アレルギー疾患対策基本指針」という。）については、同条第6項において、少なくとも5年ごとに検討を加え、必要に応じて改正することとされている。

これを踏まえ、本日、アレルギー疾患対策基本指針の一部を下記の通り改正し、告示の日（令和4年3月14日）から適用することとしたので、内容について御了知の上、法第5条に規定する地方公共団体の責務にのっとり、地域の実情に基づき、管内市区町村、医療関係者、アレルギー疾患患者等及びその他の関係者と連携のうえ、より一層のアレルギー疾患対策の推進を図られるようお願いする。また、管内の関係団体、関係機関等に対し、改正内容の周知徹底をお願いする。

記

第一 改正の趣旨

法第11条第6項の規定に基づき、アレルギー疾患対策基本指針の見直しを行い、その一部を改正する。

第二 改正の内容

アレルギー疾患対策推進協議会の議論も踏まえ、

- ・ アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及について、両親学級等の機会を活用し、出生前から保護者等への適切な情報提供に取り組むことを明記する
 - ・ アレルギー疾患医療を提供する体制の確保について、医療従事者として歯科医師及び管理栄養士を明記するほか、アレルギー疾患医療の専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成等について中心拠点病院及び都道府県拠点病院等の協力のもと推進すること、並びに「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」の検討結果に基づく体制整備を行うことを明記する
 - ・ アレルギー疾患に関する調査及び研究について、「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略」に基づき、患者の視点に立った研究を推進することを明記する
 - ・ 地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進について、地方公共団体が、都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会等を通じて実情を把握した上で、施策の策定及び実施に努めることを明記する
- 等を内容とする改正その他所要の改正を行う。

第三 適用日

告示の日（令和4年3月14日）

以上